

時事新報定價
 時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價運送料廣告料ハ左ノ如シ
 ○一箇月前金五十錢 ○三箇月前金一圓五十錢 ○六箇月前金三圓
 ○一箇年前金六圓
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ二月二十六日ノ送送料ヲ申受ケル

時事新報廣告料前金

五箇活字ニテ 一行廿四行	一行二付 一日以上	一行二付 二日以上	一行二付 三日以上	一行二付 四日以上	一行二付 五日以上	一行二付 六日以上	一行二付 七日以上	一行二付 八日以上	一行二付 九日以上	一行二付 十日以上	一行二付 十一日以上	一行二付 十二日以上	一行二付 十三日以上	一行二付 十四日以上	一行二付 十五日以上	一行二付 十六日以上	一行二付 十七日以上	一行二付 十八日以上	一行二付 十九日以上	一行二付 二十日以上		
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十

時事新報

歐洲に於ける君權民權の運動(前號の續き)
 現時歐洲に於ける君主人民の關係は前號に述べたる如くなれば次に君主宰相の間に就て其趣を見るに君主の勢力亦非常なりと云はざる可らず例へば今回會合せる獨逸伊三國の宰相の如きは居る所の位置重くして其權力の大なる君主も及びざる有様なれども然る事の裏面より論ずれば決して然らざるの觀あり即ち君主にして其權宰相と相稱せざるより一朝非常の美斷にてこれを罷免する者とせば縱へ今日までは如何の大權を有する政治家たりとも之を如何とも爲す能はざる可し加ふるに兵馬の權は君主の掌握する所にして宰相は唯文政一偏に任するのみなれば勢ひ輿論の力を憑ひより外に手段なしと雖も前條に説きたる如く今の輿論は案外に勢力弱き者なれば宰相の位置は頗る少なしと稱して可ならん今日に於ては一種德義の制裁ありて宰相の權力盛んなるに似るれども是れ唯君主の威光を借りて之に多少自身の權を加へたるまでに過ぎざれば實權と云ふを得ず或は列國の君主が現在國家の柱石たる宰相を故なきに罷免するが如きは架空の想像のみ實際にあるべき話ならずと云ふ人もあらん然れども我輩は其然らざるを信するなり近くは獨逸に於て皇女婚姻の一事に付き宰相ヒスマルクより異議を申入れ罷免せられたる事とせんといはれれば其權を犧牲にして婚姻を中止せしめたりしは流石宰相の權力なりとて世人は喋々之を賞すれども我輩より見れば畢竟宰相の一言を以て其事を止むる能はざるより斯る窮策も出でたる者と評するの外なし若し君主にして宰相に信用を措かざるか若くは他も斷然爲す所あらんと欲し其請に應じて辭職を許したるは宰相の進退は如何なるべきや豫め辭職の聞き届けられざるを得んで掛冠を求められればも幸に其策も行いたるなれば此一事は宰相の權力の強大を示すよりも却て君主の威權容易に犯す可らざるの證として見るべき者なり其他諸國の君主も美斷敢爲として其權力の強さと云ふれば幸相と雖も死闘を蒙るべきを期せざるは亦明白の事實なりと云へり

右の如き次第なれば今の列國の帝王は世襲暗弱の君主が威權を擁して其位に在る者と同日は論ず可らず即ち其權力も強大なるのみならず國民を支配するも其英略雄才を缺かざるは概ね然らざるべき中に在りても取分け無量の兩帝は英邁の資に加ふるに春秋富んで其血氣壯なれば何日如何なる事と想ひ出して決行せんとするも君主以下人民の容易に制止する能はざるは論を要せず抑も其臣の關係は時代と共に進退と共にし又同様に其政界に奔走して多年一日の如くなる時は其情至て親密なる者にして獨逸先帝のピスマルクに於けるが如きは其例證され共今の獨逸兩帝の其老宰相も對して年齢を異にし思想を異にし又其教育を異にし其出身の時代も異にしたれば君臣の關係は先帝の時と同一視す可らず既先帝の如きはドギール氏を始め他の諸大臣と意見を異にするべき帝は堅く執つて自ら動かし以て宰相の職を擯斥するの隱れなきの事實なり又今の獨逸新帝のピスマルクに於ける關係或は露帝のドギール氏に於ける趣も異なる所もあらん然れども左れども故の老帝がピスマルクを寵遇しざる審順に比すれば新帝の感情は冷淡なるに疑ある可らず而して其位置より見る時は君臣の別、主客の懸隔必ず然たる者あらんかれば平生の兎も角も一旦事あるの日に新帝獨斷の政略を施さんとするは於てはピスマルクと雖も其意見に抵抗する能はざるを知るべし尙ほ獨逸の天子に至りても皇儲たる時よりして軍を従ひ功を戰場を積みたるのみ其凡庸からざるは世人の知る所なり英邁の資或は獨逸の兩帝も異なるなきを期せざれば君主の大權を握りて百事を專決するの力あるや明白なり又伊國の皇帝は有名なる父君エマニエールの氣象を享け少より父を助けて戰爭に従事しサルマニヤの一州より起て遂に伊太利全國を併ししたる功業は少しと云ふ可からず特に春秋に富んで方々有爲の人君なれば其權力亦至て大なりと云ふ此の如く獨逸獨逸の四君主が悉く不世出の人物にして血氣熱れも壯なれば之を輔佐する老宰相の意見も充分に行はれざるは蓋し怪むに足らざるなり

右の如く今の列國の君主は非常の權力を握りて之に對する輿論の勢力宰相の權威は兩つながら共に薄弱なりとすれば和戰如何は輿論の希望と宰相の異議とを頼らずして君主一人の見を以て左右するに容易ならん即ち獨逸新帝が露獨逸伊三國の君主を順次訪問したるは唯列國君主の交情を温むる爲めの會合と見る可らずして實に兩今歐洲の活動は益々離れて實に入り着々其歩を進むるに相違なからん唯傾向の和戰孰れに決するや此一事のみ暫く我輩の斷言する能はざる所なり (完)

- 閣令第十八號**
 本年八月閣令第十四號東京市區改正委員會組織權限中第一條委員ノ次ニ臨時委員ノ四字及第二條委員ノ下ニ及臨時委員ノ五字ヲ追加ス
 明治廿一年十月廿三日 內閣總理大臣伯爵黑田清隆 閣令第十八號
- 閣令第十九號**
 第二條 委員長ハ内閣ニ於テ之ヲ特選シ委員ハ内閣大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス但東京市區改正委員會ハ内閣會ニ於テ之ヲ決定ス
 閣令第十九號
- 各官廳**
 明治十六年(八月)太政官第三十四號連ヲ廢ス
 明治廿一年十月廿三日 內閣總理大臣伯爵黑田清隆 閣令第十九號
- 大藏省令第十一號**
 大藏省令第十一號

明治十九年(三月)當省省令第五號歳出取扱順序中左ノ通り改正削除ス
 明治廿一年十月廿三日 大藏大臣伯爵松方正義

一第十三條ヲ削除ス
 一第十四條ヲ左ノ通り改ム
 一第十五條中第十二條第十三條トアルヲ第十一條第十二條ト改ム
 一第三十七條 「金額ヲ改メテ再度仕拂切符ヲ發行セシメタルトキ又ハ會計ノ整理期限ヲ過キ」ノ三十四字ヲ削除ス

陸軍省告示第十六號
 維新前殉難死節ノ舊久留米藩士真木和泉守以下左記ノ人名今般殉難神社ニ合祀被仰出候ニ付來ル十一月五日同社ニ於テ招魂式暨六日例大祭ノ際併テ祭典執行同社ニ合祀セラル
 明治廿一年十月廿三日 陸軍大臣伯爵大山巖

海軍省告示第五號
 海軍主計學校ヲ京橋區龜地四丁目一番地ニ移ス
 明治廿一年十月廿三日 海軍大臣伯爵西郷從道

司法省告示第八號
 治安裁判所出張所開闢ニ付事務引繼等ノ都合ニ依リ開闢當日ヨリ二日間登記事務ヲ取扱ハサルコトアルヘシ
 明治廿一年十月廿三日 司法大臣伯爵山田顯義

子爵三嶋通庸氏死去 警視總監三嶋通庸氏ハ今春來病ヲ罹リ或は海水浴場ニ或ハ温泉場ニ赴きて療治ス意リあく過般鹽原温泉及入浴中ニ容體殊に悪しかりしかば醫師の勧めによりて歸京シ一時は危篤なりとの噂さへありしも高木實吉兩國手の治療其効見之漸次快方ニ復したれども病中官職の事ハ心を勞する處ありては宜からずとて久しく關官となり居たる副總監に折田平内氏が就職しされれば總監は暫く心を安して療養に専らなるを得べく時として室内に運動を試むるとありとの噂さもありて氏の知人は聊か慰眉を開きたりしに兩三日以來病勢俄に差重り遂に昨二十三日前八時二十分遠逝去し明治政府に功勞ある一の有力者ヲ失ひたり今同氏の奉職中ニ係る履歷の大略に肖像を添へて左に掲ぐ



正三位子爵 三嶋通庸 實見藩士天保六年六月生 一明治四年十一月東京府出任警視總監

一 同 五
 一 同 七
 一 同 八
 一 同 九
 一 同 十
 一 同 十一
 一 同 十二
 一 同 十三
 一 同 十四
 一 同 十五
 一 同 十六
 一 同 十七
 一 同 十八
 一 同 十九
 一 同 二十
 一 同 二十一
 一 同 二十二
 一 同 二十三
 一 同 二十四
 一 同 二十五
 一 同 二十六
 一 同 二十七
 一 同 二十八
 一 同 二十九
 一 同 三十
 一 同 三十一
 一 同 三十二
 一 同 三十三
 一 同 三十四
 一 同 三十五
 一 同 三十六
 一 同 三十七
 一 同 三十八
 一 同 三十九
 一 同 四十
 一 同 四十一
 一 同 四十二
 一 同 四十三
 一 同 四十四
 一 同 四十五
 一 同 四十六
 一 同 四十七
 一 同 四十八
 一 同 四十九
 一 同 五十